



島根県報

平成17年 3 月 8 日 (火)
第 1 656 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

島根県立看護短期大学の学則の一部改正の届出	(総 務 課)	1
字の区域の廃止	(市 町 村 課)	5
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(健康福祉総務課)	5
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	6
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	6
児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業所の所在地の変更	(障害者福祉課)	6
身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業所の所在地の変更	(")	6
知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定	(")	7
知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業所の所在地の変更	(")	7
保安林の指定	(森 林 整 備 課)	7
保安林の指定施業要件の変更	(")	8
土地収用法の規定に基づく事業の認定	(用 地 対 策 課)	8
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	9
特定調達公告		
島根県立こころの医療センター(仮称)整備・運営事業に係る一般競争入札の落札者等	(医 療 対 策 課)	11
正 誤		
平成16年 2 月24日付け島根県報号外第12号中	(障 害 者 福 祉 課)	11

告 示

島根県告示第271号

島根県立短期大学条例施行規則(平成5年島根県規則第21号)第15条第1項の規定により島根県立看護短期大学学則が改正され、島根県立看護短期大学長から届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成17年 3 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県立看護短期大学学則の一部を次のように改正する。

第6条中「3月21日から4月10日まで」を「3月12日から4月7日まで」に、「7月11日から8月31日まで」を「8月8日から9月30日まで」に、「12月21日から翌年1月15日まで」を「12月23日から翌年1月9日まで」に改める。

第25条の表を次のように改める。

授業科目区分		必修科目	選択科目
教養・基礎 教育分野	一般基礎領域	7 単位	7 単位以上
	専門基礎領域	21 単位	1 単位以上

看護専門 教育分野	看護の基本領域	13単位	1 単位以上
	看護の専門領域	46単位	
	看護の発展領域	2 単位	

第43条表以外の部分中「25単位」を「28単位」に、「28単位」を「35単位」に改める。

第43条の表を次のように改める。

専攻科	必修科目	選択科目
地域看護学専攻	28単位	
助産学専攻	33単位	2 単位以上

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第19条関係)

授 業 科 目 名			単 位 数		
			必 修	選 択	
教 養 ・ 基 礎 教 育 分 野	一 般 基 礎 領 域	人間の理解を助ける科目	心理学	2	
			現代日本語		2
			倫理学		2
			文化人類学		2
			教育学		2
			経済学		2
			法学		2
			女性論		2
			生物学		2
			化学		2
			物理学		2
			保健体育	1	
			保健体育	1	
		外国人語と情報科学に関する科目	英語	1	
英語	1				
英語			1		
英語			1		
英語特論			1		
韓国語			1		
中国語			1		
情報科学	1				
情報科学			1		
保健統計学			1		
計			7	28	
専 門 基 礎 領 域	人体の構造・機能、環境に関する科目	解剖生理学	2		
		解剖生理学	2		
		生化学	1		
		栄養・代謝学	1		
		公衆衛生学	1		
		住環境論		1	
		医学概論・生命倫理	1		
	微生物・免疫学	2			
	臨床薬理・治療学	2			
	病理学	2			
	臨床病態学	2			
	臨床病態学	1			
	臨床病態学	1			
臨床心理学	1				

		家族論		1
保健・医療・福祉サービスに関する科目		保健医療制度と関係法規	1	
		社会福祉概論	1	
		高齢者福祉論		1
		計	21	3
教養・基礎教育分野 計			28	31

授 業 科 目 名				単 位 数	
				必 修	選 択
看 護 専 門 教 育 分 野	看護の 基本 領域	基礎看護学	看護学概論	1	
			看護学概論	1	
			基本援助方法論	1	
			基本援助方法論	2	
			基本援助方法論	1	
			生活援助方法論	2	
			生活援助方法論	1	
			診療援助方法論	1	
			基礎看護実習	1	
			基礎看護実習	2	
	看護 の 専 門 領 域	成人看護学	成人看護対象論	1	
			成人看護方法論	2	
			成人看護方法論	2	
			成人看護実習	3	
			成人看護実習	3	
		老年看護学	老年看護対象論	1	
			老年看護方法論	2	
	小児看護学	小児看護対象論	1		
		小児看護方法論	1		
		小児看護方法論	2		
小児看護実習		2			
母性看護学	母性看護対象論	1			
	母性看護方法論	1			
	母性看護方法論	2			
	母性看護実習	2			
在宅看護学	在宅看護学概論	1			
	在宅看護方法論	1			
	在宅看護方法論	2			
	在宅看護実習	2			
精神看護学	精神看護学概論	1			
	精神看護方法論	2			
	精神看護方法論	1			
	精神看護実習	2			
看護 の 発 展 領 域	看護特論	基礎看護特論		1	
		成人看護特論		1	
		老年看護特論		1	
		小児看護特論		1	
		母性看護特論		1	
		在宅看護特論		1	
		精神看護特論		1	
	看護研究	看護研究の基礎	1		

	看護研究の基礎演習	1	
	看護専門教育分野 計	61	7
	合 計	89	38

別表第2を次のとおり改める。

別表第2(第42条関係)

(1) 地域看護学専攻

授 業 科 目 名	単 位 数	
	必 修	選 択
コミュニティ論	1	
健康生活と運動		2
食文化と栄養		2
生活環境論	1	
環境保健行政論	1	
国際理解と健康	1	
英語の言語と文化		2
健康政策論	1	
日本国憲法		2
地域看護学概論	1	
家族ケア論	1	
産業保健論	1	
地域ケアシステム論	2	
地域看護活動論 : 生涯の健康づくり	2	
地域看護活動論 : 特別なニーズと支援	1	
健康教育論	1	
コミュニティアセスメント演習	1	
エンパワメント演習	1	
疫学と保健統計	2	
情報処理学	2	
地域看護管理	1	
教育原理		2
教育方法		2
教育心理学		1
養護学	2	
地域看護研究	1	
地域看護基礎実習	1	
地域看護実習	3	
養護実習		2
合 計	28	15

(2) 助産学専攻

授 業 科 目 名	単 位 数	
	必 修	選 択
助産学概論	1	
生殖の形態・機能	1	
妊娠期の異常	1	
分娩・産褥期の異常	1	
乳幼児の成長発達	1	
母子の心理・社会学	1	
母子保健統計	1	
助産に活かす情報処理	1	
生殖医療と生命倫理	1	
助産学研究	1	

助産診断技術学概論	1	
助産診断技術学 : 妊婦	2	
助産診断技術学 : 産婦	2	
助産診断技術学 : 母子	2	
助産診断技術学 : 思春期・更年期	1	
助産診断技術学 : 健康教育	1	
地域母子保健	1	
助産管理	1	
助産学実習	10	
地域母子保健実習	1	
助産学演習 : 温かい出産へのケア		1
助産学研究演習	1	
助産に活かす積極的傾聴法		1
医療現場における英語表現		1
助産学特論		1
合 計	33	4

附 則

- この学則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。
- この学則の施行の日の前日において現に学科に在学している者に係る授業科目及び単位数並びに卒業の要件については、第25条及び別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この学則の施行の日の前日において現に専攻科に在学している者に係る授業科目及び単位数並びに修了の要件については、第43条及び別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

島根県告示第272号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の規定により、佐田町長から次のとおり字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

なお、この届出に係る字の区域の廃止の効力は、平成17年 3 月 8 日から生ずる。

平成17年 3 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

簸川郡佐田町大字上橋波の字を廃止する区域

大 字	廃 止 す る 字
上橋波	大字上橋波の区域内のすべての字

島根県告示第273号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成17年 3 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
さくらクリニック	出雲市姫原 3 丁目 1 番地 1	平成17年 2 月15日

島根県告示第274号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年 3 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃止年月日
さくらクリニック	出雲市塩冶町959番地 2	平成17年 1 月31日
坪内医院	八束郡宍道町1296 - 2	平成16年 7 月 1 日

島根県告示第275号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成17年 3 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 者 の 名 称	指定した事業	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社 ひょうま	訪問介護	ヘルパーステーション しずかさんの家	益田市小浜町468 - 7	平成17年 3 月 1 日

島根県告示第276号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定に基づき、次の指定居宅支援事業者から、当該指定に係る事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第21条の23第 2 号の規定に基づき告示する。

平成17年 3 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
			変 更 前	変 更 後	
有限会社 あおぞら	居宅介護	有限会社 あおぞら	浜田市紺屋町77 - 1	浜田市紺屋町84 - 7	平成17年 1 月15日

島根県告示第277号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定に基づき、次の指定居宅支援事業者から、当該指定に係る事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第17条の23第 2 号の規定に基づき告示する。

平成17年 3 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
			変 更 前	変 更 後	
有限会社 あおぞら	居宅介護	有限会社 あおぞら	浜田市紺屋町77 - 1	浜田市紺屋町84 - 7	平成17年 1 月15日

島根県告示第278号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第15条の23第1号の規定に基づき告示する。

平成17年 3 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
隠岐広域連合	地域生活援助	ながみ	隠岐郡隠岐の島町下西729 - 1	平成17年 2 月25日
社会福祉法人 シオンの園	地域生活援助	ハイツ・シオン	隠岐郡西ノ島町大字別府214 - 3	平成17年 2 月25日

島根県告示第279号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定に基づき、次の指定居宅支援事業者から、当該指定に係る事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第15条の23第2号の規定に基づき告示する。

平成17年 3 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
			変 更 前	変 更 後	
有限会社 あおぞら	居宅介護	有限会社 あおぞら	浜田市紺屋町77 - 1	浜田市紺屋町84 - 7	平成17年 1 月15日

島根県告示第280号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成17年 3 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林の所在場所
安来市広瀬町上山佐2940、2940 - 2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第281号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成17年 3 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示(重要流域(平成12年 2 月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。)に係るものを除く。)で定めるところによる。

昭和62年 4 月 7 日農林水産省告示第409号の二

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び金城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第282号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成17年 3 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 起業者の名称

三隅町

2 事業の種類

町立黒沢公民館保全及び改築事業

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県那賀郡三隅町大字下古和地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

町立黒沢公民館保全及び改築事業(以下「本件事業」という。)は土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第3条第22号に掲げる「社会教育法による公民館」に該当するため法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

起業者は既に財源措置を講じていることから、法第20条第 2 号の要件を充足するものと判断される。

(3) 土地収用法第20条第 3 号の要件への適合性について

ア 現在当公民館では、各種の活動が開催され、住民の健康増進や文化意識の向上等に寄与している。さらにこれらは、生涯学習の推進や高齢者の生きがい対策に繋がるので、当公民館は地域の活性化のため必要不可欠な施設である。よってこれを保全することは相当の利益があると認められる。

また、当公民館建物の大部分が築後50年経過しており、老朽化・狭隘化が著しいことから、改築によりその機能を充実させることは、地域の活性化に相当に寄与することが見込まれる。

イ 起業地は、技術的条件・交通条件・経済的条件・社会的条件を全て充足しているため、失われる利益は軽微であると考えられる。

ウ また起業地は、施設の規模及び利用目的等から勘案し必要最小限の範囲と認められる。

エ アで述べた得られる利益とイで述べた失われる利益と比較衡量した結果、本件事業については、得られる利益が失われる利益に優越していると認められる。またウで述べたように、起業地の範囲が本件事業の施行に必要な範囲に限定されていると認められる。

よって本件事業は法第20条第 3 号の要件を充足するものと判断される。

(4) 土地収用法第20条第 4 号の要件への適合性について

黒沢地区において、当公民館は生涯学習及び健康増進等の拠点施設として必要不可欠である上、今後もその役割は益々重要になると考えられる。

さらに、地元自治会から改築の強い要望もあることから、本件事業は早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があると認められる。

よって本件事業は法第20条第 4 号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)で述べたとおり、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上のことから、本件事業を法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所

三隅町役場

島根県告示第283号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年 3 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域			管轄する地方機関の名称	備 考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県 道	掛合大東線	雲南市三刀屋町中野1748番1地先から同地先まで	前	メートル 12.00 ~ 30.00	メートル 38.00	木次土木建築事務所 災害防除工事 拡幅
			後	12.00 ~ 41.00	38.00	
		簸川郡湖陵町大字畑村398番1地先から同大字1218番5地先まで	A	5.00 ~ 35.00	2257.00	道路改良工事

"	湖陵掛合線	簸川郡湖陵町大字畑村 398番1地先から同大 字1227番地先まで	前 B	10.00~ 82.00	1500.00	出雲土木建 築事務所	左記のA及びB は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。 ダブルウェイ解 消 町道移管
		"	後 B	10.00~ 82.00	1500.00		
"	浜田八重可 部線	那賀郡旭町大字都川 2553 - 4 番地先から同 地先まで	前	11.50~ 25.00	71.00		災害防除工事
			後	30.50~ 38.00	71.00		拡幅
"	"	那賀郡旭町大字都川 1166番地先から同大字 2545 - 2 番地先まで	前	9.00~ 38.00	253.00		災害防除工事
			後	11.00~ 38.00	253.00		拡幅
"	都川中野線	那賀郡旭町大字都川 2598 - 7 番地先から同 大字2599 - 27番地先ま で	前	6.00~ 24.40	81.60		災害防除工事
			後	6.00~ 26.60	81.60		拡幅
"	"	那賀郡旭町大字都川 2599 - 25番地先から同 大字2599 - 26番地先ま で	前	9.60~ 20.40	84.00		災害防除工事
			後	9.60~ 29.60	84.00		拡幅
"	"	那賀郡旭町大字都川 2601 - 12番地先から同 地先まで	前	5.00~ 7.50	152.00	浜田土木建 築事務所	災害防除工事
			後	5.00~ 14.00	152.00		拡幅
"	"	那賀郡旭町大字都川 2605 - 101番地先から 同大字2605 - 102番地 先まで	前	23.00~ 32.00	123.60		災害防除工事
			後	23.00~ 44.40	123.60		拡幅
"	田所国府線	浜田市下有福町26番1 地先から同市大金町口 440番7地先まで	前	6.10~ 7.50	450.00		道路改良工事
			後	11.00~ 28.00	460.00		拡幅
"	"	浜田市大金町口440番 7地先から同市上府町 口386番地先まで	前 A	5.10~ 20.10	1700.00		道路改良工事
		"	後 A	5.10~ 20.10	1700.00		左記のA及びB は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。
		浜田市大金町口440番 7地先から同町口116 番地先まで	後 B	12.00~ 75.00	715.00		ダブルウェイ

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第 83号）第 9 条の規定により公示する。

平成17年 3 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 事業名

島根県立こころの医療センター（仮称）整備・運営事業

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県健康福祉部医療対策課県立病院管理室（島根県松江市殿町 1 番地）

3 落札者を決定した日

平成17年 2 月16日

4 落札者の氏名及び住所

グループ名 P F I いずも

(1) 代表企業

株式会社 中筋組

島根県出雲市姫原町293 代表取締役 社長 中筋豊通

(2) グループ構成員

今岡工業株式会社

島根県出雲市塩冶神前 2 丁目 8 番16号 代表取締役 社長 今岡余一良

株式会社 フクダ

島根県簸川郡斐川町大字沖州1080 代表取締役 社長 長岡秀治

5 落札金額

8,850,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続き

総合評価一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成16年 6 月25日

正

誤

平成16年 2 月24日付け島根県報号外第12号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
1	上から 4 行目	身体障害者	障害者
1	下から17行目	更正	更生
7	別紙(2) - 1 中	施設整備申請額内訳	設備整備申請額内訳
18	"	施設整備申請額内訳	設備整備精算額内訳
28	上から 2 行目	平成16年 2 月 日	平成16年 2 月24日

